

木質バイオマス発電稼働に向けて

シリーズ 第1回

真庭バイオマス集積基地と林地残材の収集



真庭バイオマス集積基地
樋口誠一郎 工場長

林地残材の原料や燃料としての利用が着実に前進

真庭木材事業協同組合では、間伐などの際、山に切り捨てられる林地残材や製材所から出る端材、樹皮を買い取る仕組みの拠点として、平成21年に真庭バイオマス集積基地を真庭産業団地に建設しました。現在、

収集した木を加工し、主に製紙用原料として年間約2万トンを取り扱っています。来年4月からは、原料だけでなく、燃料として木質バイオマス発電施設への供給も始まるので、地域内での利活用も着実に前進します。そのために基地は、原料や燃料として多様化する利活用に対応していくことが必要となりました。

木質バイオマス発電への供給に向け第2工場建設

樹種ごとに丸太を管理し、破碎してチップを製造するラインに投入

平成27年4月から木質バイオマス発電事業が始まります。真庭バイオマス集積基地を運営する真庭木材事業協同組合では、木を収集し、加工(破碎)を行っており、発電事業においても大きな役割を担います。林地残材の収集などについて真庭バイオマス集積基地の樋口工場長にお話を伺いました。

※木質バイオマス発電の稼働に向け、発電所の建設状況や固定価格買取制度の仕組み、関係団体の取り組みなどをシリーズで紹介します。



■林地残材の分類ほか

分類	対象	備考
未利用木材	①間伐材 ②森林經營計画等により管理された森林の伐採木	協議会から、1t当たり500円
一般木材等	①森林經營計画等のない区域での伐採木 ②道の支障木など	協議会から、支給なし

※上記とは別に製材所で発生する端材や樹皮も一般木材等に分類されます

供給は、県北を中心に市内外から今まで以上に林地残材を収集することとなります。そのため、既存の工場では、計画量に対応できないので燃料用に加工するための第2工場を今年度真庭産業団地に建設しました。既存の工場が原料用、第2工場が燃料用に加工を行います。また、第2工場では、今までは引き取れなかつた枝や庭木なども、条件を満たせば買い取ることが可能となります。



燃料用に林地残材を集積する第2工場



2014.11.2 (日)
エスパスホール

①開場 10:00 上映 10:30
②開場 13:30 上映 14:00

【前売入場券】

◇大人 1,000円
◇小・中・高校生 500円

【チケット発売所および問い合わせ先】

久世エスパスセンター (TEL0867-42-7000)
勝山木材ふれあい会館 (TEL0867-44-4400)

主催 WOOD JOB上映実行委員会
(真庭地区木材組合・真庭木材青年協議会・
真庭市・真庭エスパス文化振興財団)

新たな仕組みが
10月からスタート

バイオマス発電への供給に向け、10月1日から森林組合やバイオマス集積基地などの事業者の林地残材の受け入れ方法が変わりました。一番の変更点は、バイオマス発電の燃料として林地残材を使うには、証明が必要となることです。そこで、制度を地域で上手に生かしていくため、林業・木材業などで組織された木質資源安定供給協議会が、証明する仕組みを整理してきました。

また、林地残材は、「未利用木材」と「一般木材」の2つに分類されます。未利用木材とは、計画に沿つて適正

に管理された森林から持ち込まれたものが対象となり、集積基地での買取価格も今までより高くなります。一方で一般木材とは、計画なく伐採した木（事前に伐採届は必要）や庭木の剪定枝や製材所の木切れや皮が対象となり買取価格は安くなりますが、これは、売電価格に差があるため分類をしています。

新たな仕組みでは、真庭バイオマス集積基地に限らず、各事業所への持ち込み方法が統一します。そして未利用木材として証明されると持ち

込んだ数量に応じて、木の買取額とは別に、木質資源安定協議会から木の所有者に直接1トン当たり500円が支払われます。そのためには、事前に登録の手続きや制度を理解していただく必要があります。木がどこで伐採され、集積基地に集まり、加工されたかを整理しておく必要があり、事務処理は複雑です。ですから、間伐などの作業を始める前には必ず、森林組合へ問い合わせていただき、事前登録の手続きなどをお願いいたします。

